

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年10月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300127号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300100号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑦までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支払日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの別表の第1欄に掲げる賞与支払日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年7月
② 平成23年12月
③ 平成24年7月
④ 平成24年12月
⑤ 平成25年7月
⑥ 平成25年12月
⑦ 平成26年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑦までに支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該期間に賞与が支払われ、賞与から厚生年金保険料が控除されていたため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、金融機関から提出された当該期間に係る賞与が振り込まれていた口座の預金元帳及び同僚から提出された賞与に関する給与支給明細書(以下「預金元帳等」という。)により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、預金元帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①から⑦までの賞与支払日については、金融機関から提出された預金元帳により確認できる賞与振込日から、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は既に亡くなっており、同社の取締役からも回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支払日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成23年7月8日	30万円	30万円	30万円
②	平成23年12月9日	30万円	29万4,000円	29万4,000円
③	平成24年7月10日	30万円	29万4,000円	29万4,000円
④	平成24年12月10日	30万円	28万8,000円	28万8,000円
⑤	平成25年7月10日	30万円	28万8,000円	28万8,000円
⑥	平成25年12月10日	30万円	28万2,000円	28万2,000円
⑦	平成26年7月10日	30万円	28万2,000円	28万2,000円